

【表紙】

温故 第十一号

# 嵩陽先生 柴の夕煙

【中表紙】

## 嵩陽先生 柴の夕煙

須佐町郷土史研究会 発行

【1頁】

## 小国融蔵（嵩陽）誌

小国融蔵、名は武彝のり、初名は武英、通称剛蔵、のち融蔵と改む。嵩陽、又豊所と号す。七才の時父融武彝の頭を撫で、其の妻に語りて曰く、培ろう（小さいおか）に巨材なし。偉器を成さんと欲すれば、必ず其所を選ぶ。児長せば必ずすべからく江戸に遊ばせ以て予が志を成すべし。予老い且つ病む。想うにその成を見るに及ばずと。武彝これにより刻苦淬励（つとめはげむ）書を読み、日夜倦まず。弱冠に及び江戸に遊び、昌平校に入る。又安井息軒に従学し、学大いに進む。遂に林大学頭の侍読となる。居ること数年にして帰る。その主益田親施禄若干を与へ別に家を作さしめ、郷の育英館学頭とす。（五代館長）融蔵建議する、多く採用せらる。是を以て諄々言を進む。毎に親施の為に経史を講説す。融蔵遊道極めて広し。諸国奇傑の士概ね其の交る所なり。又常に外国からの侵略に対し海辺の防御を以て憂とす。更に西の方肥筑に至り、東奥羽を極め、遂に蝦夷（北海道）

を歩き回る。

嘉永六年以後尊皇攘夷の説が起り、国内は騒然とした。融蔵その主親施に従い東奔西走す。須佐に帰れば子弟を教導す。この時期吉田松陰・僧月性等と交誼密なり。松下村塾と交流し子弟も相い互いに往来して業を受く。元治以後国事頗る多難同士の土相ついで死し、遂に其の主親施も国事に殉す。このころ俗論党の忌む所となり、蟄居を命ぜられ悲憤の涙を呑み病になる。慶応二年五月二日没す。享年四二才。著に柴の夕煙あり。紹孝寺後丘に父融と伴にねむる。

【2頁】

## 柴の夕煙序

思い出づる折りたく柴の夕けぶり、むせぶもうれし。忘れ形身にといえる、詞をくみ、新井の翁も、しほ草かきあつむる巻の名とせし、心のほど哀れにぞおぼえ侍る。おのれ若き頃より、節義のうえにいとやりて、寧に過ぎて死に及ばざるなし。而して生きるなり、など言う文字を好める心くせのありしまま武士の道問う人にも語り、あるは、にちり付いてもとらせしなり。唐山の魏叔子ぎしゆくの文に、死一字古今の大関係としるせるは、わきてことわりになん見えける。いま時やんことなき御かたがたの徳府にて身まかり給いきは、仰せのままに従いて侍れば、過ぎて及ばずの善悪は、数ならぬ身の言うすべにあらず。しかはあれども関係の大なるは、時うつり、こと去り、楽しい悲しい行きかうまでもなく、世の公説ありぬべし。

武のり、君に仕えまつり、深き恵みのかげ築葉山の麓よりも繁くありければ、君逝かば我もともにと泉路の、深き心はくむ人ぞ知る」と思い続け、靈柩のかえらせ給うをまち居たりしが、何故と言ういらへもなく、慎むべきよし仰せありて一室のうちにしつらい、人に逢うをならず、いまは及ばずして、生きる世にせかれて沈む最上川藻に住む虫のわれからも底のみくずとなり果てぬ。あるにもあらぬ身なれども父の教えにもとづきし。

皇国の道のおふかれて、うつし心のゆくさきは、難波の浦の浜千鳥あとを未までためしと、もとの雫のはかなきは、忘れ形見の二巻に、現世のありし事思い出づる。万書よろずき連ね、名付けて、柴の夕煙と言う。

元治元年甲子十二月識しるす

【3頁】

## 柴の夕煙 上

従二位御神本国兼公、三十三代の嫡孫、益田右衛門介親施君と申すは、父元宣とて、年久しく国政を聴かれて功績長防にあまねし。舎兄親興文武の兼才にて、祖先藤兼の威徳をそなえられ、一世の良将と見えしに、わずかに二十才にてかくれたまへり。程なく元宜君またかくれさせ給う。頃は嘉永二年にあたり、前の喪は三月三日、後の親施君十七才にて家督めされけり。

武のりこの時江戸にありて、林憫齋といへる大学頭の侍読となり、三年におよべる比なり。主家の憂きさまを伝え聞き、悲しみ嘆きて煩いぬれば、憫齋公、唐こしの長歌を作り、「大丈夫志を得て、須無窮の功績を立てる、然らずんば宜しく千載不朽の文章を留むべし」といへる句を末におき、憂うつのか心を慰めらるるも、かいがいしくおぼえ侍る。

元宣君行相（江戸家老）にて再び出府あり。天保十四年（一八四三）親興君従行めされて、その時、武のりも行けるが、三年のいとまをたまわりて後にのこれり。乙巳の年（弘化二年・一八四五）かさねてみとせの暇を請いける時銀子を賜わりて、苦学を褒せられけり。

戊申の年（一八四八）は林家のおやといとなりて、本藩の仰せことありければ、おのれより願いに及ばず。かくて、元宜君父子かくれたまい何すべき気力もなく、その年の九月、越前の国に遊び浦佐といえる所にて年を越したり。

武のり父にわかれしは、七才の時にて、わづかにその面影をしたたむるのみ。母の教えにて、おのれ十五才に

#### 【4頁】

及びなば、江戸に遊ばして我が志を継がしめよ、との仰せあるよしを知れり。その年頃は、叔父武一君のしくみにて、采地に居たれば心にもあらず。五つの年をすごして後に、遊都の命は遂げぬれど、学資なければ昼の間は糊口の事を営み、夜々おのれは業をなせり。乙巳の秋、昌平坂に遊びぬれど、益友同じく損友のみ多くしていくるしみけり。

越前大野藩の小早川逸平といへる人の紹介にて、安井の門に入り、はじめて道の方向を弁せしようにこそおぼえける。

癸丑（嘉永六年・一八五三）亜米利加国の使節、ペルリ、相模の国浦賀の港に渡来して、国書をささげり。翌年かさねてよせくるのよしなれば、列侯に仰せて海岸の備えあり、本藩は浦賀のかためなり。

西洋各国の神州をのぞきみするは、一朝一夕の事にあらずて心なくも、祖宗の武略遠大にして、三昭の明を四海に布きたまい、たまたま英夷の奸謀・魯夷の黠計あるも、させることなくてやみぬ。天保の末に至りて、仁恕の仰せありて後、頻に渡来し、あらぬねきをいやまして、彼の五つの国同盟し、この年墨夷の乱入に及べると也

これや治まれる世の波風しげくなる始めなり。

甲寅(安政元年)の年、親施君二十一才にて浦賀の惣奉行と成しつかれ、正月のはじめ指月の城を打ち立ち彼地向かはれけり。武のり、戦士の列に加へられてゆけり。其の時の閣老・阿部伊勢守・彼が願いのままに任せて、和柔となりし故諸国より、はせ登りし兵士も何すべきこともあらで過ぎぬ。

君の本陣は、宮田といへる所なるが、三里ほどへだて、三崎の浦に最福寺・永覚とて、武のり江戸にありし時

【5頁】

からうたを学べる僧のありて、方外の交わりなれば、つれづれのおりは、彼の寺に遊びける。ある目「細柳管中無事了、江村十里訪詩僧」と詠じけるを、來原良蔵戦士の氣象にあらずとて、いたくとがめられし事のありき。

吉田義郷(松陰)は外にありて、国体の維持せんことを周旋しけるに、和柔となりその甲斐なきをなげき、金子重輔とかたらい伊豆の下田へ行き、ペルリの船にて彼の国に渡り、夷情をさぐらんとはかりしに、事ならずしてとらへられ、江戸に引かれたり。芝泉岳寺の前を過ぎる歌に「かくすればかくなるものと知りながら、やむにやまれぬ日本魂」

乙卯(安政二年・一八五五)の年四月、親施君相模の国より帰国せらる。武のり宗家の嫡子、武允といえるこの年夏、肥後木下韓村の門に遊び彼の塾より患いつき、十月の頃家に歸りて死去せり。武のり家の正統なるによりて武允の父、武一・官に願ひ嗣子となせり。この時老母津は、石津氏みな宗家に歸せり。

親施君公務のひまある時は、武のりを召して、経史の会読などめされける。この年秋易経の講釈を命ぜられて萩邸にあり。大島郡の月性上人に交はり、郷里に伴ない浄蓮寺といえるにて法をとけり。いま予が上人におくれる文をここにしるして、そのかみの光景を示しておくなり。

【6頁】

余自相陽之成還門生学医干萩城者

「余相陽(相模)の成より門生学医萩城に還ると者」

来語曰有月性上人者

「来り語りて曰く月性上人と者ものあり」

在明安寺講法好談武略

「明安寺に在りて法を講じ談武略を好む」

至外冠辺務之事

「外冠辺務の事に至り」

則扼腕切齒殆若忘為浮屠師者

「則切齒扼腕殆んど浮屠師を忘れ為すが若しと者」

蓋異人也余欲與一書叩其蘊蓄

「蓋異人なり余一書を与えんと欲し其の蘊蓄を叩く」

【7頁】

而未果為本月之交在萩城

「而して未だこれを果す本月萩城に在りて交はる」

始見上人於土屋矢之助宅

「始め上人を土屋矢之助宅に見る」

一目擊莫逆于心

「一目して莫逆の心に撃たる」

會邑淨蓮寺請上人講法

「會邑の淨蓮寺に上人の講法を請う」

因携還于郷途問講法之大意上人

「因つて携えて郷に還り途にて講法の大意を上人に問う」

曰我講法在振士氣固民心六字而已

「曰く我が講法は士氣を振うに在り民心を固む六字のみ也」

【 8 頁】

余曰善請進共説

「余曰日く善なり進んで其の説を請う」

上人曰夫洋夷之垂涎於皇国有年于此矣

「上人曰く夫れ洋夷の皇国に垂涎は此の年に有なり」

然未敢妄動者

「然れば未だ敢えて妄動せずと者」

特懼我武而未得其便

「特に我が武を懼る而して未だ其の便を得ず」

耳目天保有仁恕之令稍々出沒边境

「耳目は天の保つ仁恕の令有り稍々边境に出沒す」

嘉永癸丑米利堅欄入浦賀請互市

「嘉永癸丑米利堅欄入し浦賀にて互市を請う」

【 9 頁】

官少有恩言便魯西亞英佛之賊相踵至

「官少かの恩有り言を便として魯西亞・英佛の賊相踵いで至る」

其勢悍然無復忌憚

「其の勢悍然としてまた忌憚無し」

而幕府以器械未整兵卒未練猶旦忍之

「而て幕府器械未だ整はず兵卒未だ練られず猶旦つ之を忍ぶ」

是其深謀遠慮必有以折賊於罇俎之間者矣

「是其の深謀遠慮必ず罇俎の間に折賊を以て有と者矣」

然而遠境愚愆之民不知其故

「然に遠境愚愆の民其の故を知らず」

或謂洋夷之事未必為廟堂之憂

「或は謂う洋夷の事未だ必ずしも廟堂の憂と為さず」

【10頁】

而通港奸商之徒貪其利餌必謂彼益于我者

「而して通港奸商の徒其の利餌を貪り必ず謂彼我に益すと者」

未必為我邦之害則民心弛士氣餒

「未だ必ずしも我邦の為に害を為さず則民心弛士氣餒」

器械雖整兵卒雖練不復以為我用

「器械整うと雖も兵卒練ると雖も復以て我が用と為らず」

豈今日之安為異日之大害乎

「豈今日の安 異日の大害と為らんや」

我雖方外生於皇土食於皇穀凡欺吾君相者皆吾仇也

「我方外と雖も皇土に生き皇穀を食し凡吾が君相を欺く者皆我が仇也」

今預不為之防則庸人愚夫駸々將陷其術中是講法之不可己也

「今不為の防を預かり則はち庸人愚夫駸々將に其の術中に陥れば是講法の己むべからざる也」

【 11頁】

予聽其言而熟視其面知眞其肺腑中流之語矣

「予其の言を聴きて其面を熟視し其の眞を知る肺腑より流出の語矣」

是日雨且風予与上人衣帶盡湿到邑之封域

「是日雨且風予与上人衣帶盡ことごとくしめり湿邑の封域に到る」

上人仰標柱及郊門言先君之忠功義勲泣下

「上人標柱を仰ぎ郊門の言先君の忠功義勲に及ぶ泣いて下る」

即夜講法起三日至十日

「即ち夜法を講ず三日起し十日に至る」

而止遠近赴聽往々為之感奮思致身報国也

「而して止つて遠近に赴く往き往て聴くこれが為感奮身を報国に致さんことを思う也」

蓋上人雖身居方外平生之志在尊皇室攘夷狄

「蓋し上人身方外に居すと雖も平生の志皇室を尊び夷狄を攘うに在り」

【 12頁】

其所以激勵人心鼓動義氣者未嘗不出於至誠也

「その所を以て人心を激勵し義氣を鼓動する者未だ嘗つて至誠に出でざるはあらざる也」

及其赴江崎延えんはん樊神山の嶺

「其の江崎に赴くに及び神山の嶺延えんはん樊す（よじのぼる）」



東指石雲之嶺曰某州某郡我洞春公輝武之處

「東石雲の嶺を指し曰く某州某郡（石州美濃郡）我洞春公武を輝やかす所」

而非往昔士大夫戎馬驅逐之地乎

「而して往昔士大夫戎馬驅逐（兵の活躍）の地ならん」

南指防長の嶺曰某山某水峙且流者

「南防長の嶺を指して曰く某山某水且流を峙ると者」

皆我侯之封内而非今日吾与月性飲食於其間乎

「皆我が侯の封内 而して今日吾与月性飲食其の間に非ざらんや」

【13頁】

而西而北巨浸接天直通肅慎者

「而して西而して北巨浸天に接し直に肅慎に通ずと者」

古以為天險而今之所謂賊衝也

「古は以つて天險と為す 而して今之所謂賊衝也」

一旦為洋夷所窺則瀕海之地悉為戎馬驅逐之場

「一旦洋夷の窺う所と為す 則ち瀕海の地悉く戎馬驅逐の場と為す」

果然上人亦能有揭衣裳

「果然上人亦能く衣裳を掲げる有り」

自先鄉勇立於煩炮雷發之間奮迅指揮若陳石和尚

「自ら郷勇に先んじて煩炮雷發の間に立ち奮迅指揮して陳石和尚の若し」

擊殺英賊者乎上人揮臂曰不敢勉乎哉

「英賊を擊殺する者乎」上人臂を揮つて曰く敢えて勉めずあらんや」

【14頁】

於是下指山下之港口彼唇氣籠屋炊煙合野寸人豆馬蠢々於帆檣林立之外者

「是に於て山下の港を指して曰く彼の唇氣籠屋炊煙野合し寸人豆馬帆檣林立の外に蠢くと者」

蓋為江崎之地上人且下山大声壯語氣吞湖海

「蓋し江崎の地上人且下山大声壯語を為し氣は湖海を呑む」

勢傾山岳益張其義膽以陳我二人之論其必有轉倒

「勢山岳を傾け益々其の義膽を張り以て陳我二人の論其れ必ず転倒有り」

自失而后能感奮激勵不能自己者矣

「自失して而して後能く感奮激勵自ら己む能はずと者矣」

上人曰諾乃振衣而別安政乙卯秋九月

「上人曰く諾すなはち衣を振つて而して別る安政乙卯秋九月（一八五五）」

【15頁】

丙辰の年四月、親施君、国相（国家老）に仕ぜられて、政をあづかりたまへり。この年下田にて和親交易の條約ありしとなり。

武のり甲寅（安政元年）の年七月、浦賀の守りを許されて江戸に行き、野傭齊本性「小野寺」奥州の伝へた兵要録の口義を授けり。親施君帰国の時、わざ半途にして帰えれり。小倉藩に印可の人ありて、今年再び硯海を渡りて卒業せり。

丁巳の年（一八五七）九月、下田在留の亜米利加「コンシユル」（公使）彼国大統領の書簡をもたらし、江戸に参り直ちに將軍に渡すべきのよしを申しけるによりて、寛永以前の制度にもとづき、登城拝礼許さるのよし仰出さるとなり。寛永以前といへるは戊辰（寛永五年、一六二八）にあたり「シヤム国」の三使九月十三日江戸着同じ期十九日、両城出仕十月二日、御暇下さる。元和九年癸亥閏八月一日、同国二使二條城にて拝礼七種の献上

物をささげ元和七年辛酉八月二十六日、同国二使江戸着二月一日、登城拜礼おなじ期三日御暇下され拜領物などありし類にや、是は属国来貢にて今の暴慢せられて、おそれとうとめるとは事かわれり。「コンシユル」上書して、登城の事を申したてし時、水府老公をはじめ、国主方議論ありければ、翌年の五月まで延引いたすべきのよし、仰ぎけられしに、和親の国へ国主の書翰を送る時は、その都府へゆき、亭主に拜謁して渡す事世界普通の例なるよしを申して、聞入れざるとぞ。また、上書のうちに下田の湊は南風つよく碇泊なりがたければ、横浜において交易商館を立つべきの事を願いしとかや。

その年冬関東より林大学頭をして、天氣(天皇のごきげん)を伺い、和親の事を奏しけるに、かかる重大の事

【16頁】

件を小使もて奏すべきにあらずとて退けられしとなり。この大学頭は故大内記の次子にて林の末家をつがれし、式部少輔といへるが、甥の備前公かくれたまいその家督をうけし人なり。

戊午の年(一八五八)二月、閻老堀田備中守、登京し、賄路にて関白殿下を誑惑(たぶらかす)し、開港の事を奏聞ありければ、皇国開闢以来尊嚴の国体を、今上の御世におよび夷狄に汚されては王位の御仕済ませられずとて、叡念を悩ませられしは、いとも恐れ多き事にぞ侍る。この時八十八人の堂上方、禁中にはせあつまり万死の力もて維持し奉り、かしくも主上紫宸殿出御ましまし、戎慮国体を汚すことなく、万民その生を遂げさせたまえとの御祈願あらせられ、数百年このかた例しすくなき、公卿・伊勢神宮。徳大寺殿・加茂社。正親町中納言殿・石清水。中山大納言殿・勅使・伊勢・石清水・加茂の三社へさしたてられしとぞ。

御製

「位山神の心のいかならん、愚かなる身の居るも苦しき」

五月義士ありて、東禅寺の醜夷二人を殺し六人を傷つけり。此の事天叡聴に達して天下に義士ある、かくのごときかと御意めされ、のちに水戸藩の人なるをきこしめして、また水戸かとして叡嘆ありしとぞ。

四月、薩州侯の実父島津和泉上京せらる。撰州兵庫西官のあたりに浪士七十余人泉州に便りて、京師へ強訴せんことを乞いけるにより、その願文を陽明家へ出されついに奏聞におよび叡感あらせられしとなり。

泉州十二日、伏見着十六日、陽明家へ参殿、中山殿・三條殿御逢いありて言上のおもむきは、修理大夫参府猶予の御礼、江戸邸焼失につき政事向とりしめのため出府の途中、姫路辺にて浪士のもの数多あり、征するの存念を遂げるとて京都へ登れるよしを聞き、もとより制しけれども浪士の身なれば鎮静覚つがなく、これによりて先

【17頁】

年御譴責ありて、青蓮院宮をはじめ、一橋・越前など御赦免にて、近衛殿関白職・一橋後見職・越前老公大老職に任ぜられて、外夷掃攘あらば鎮静すべし。早く久世大和守を召されてその事仰せ下さるべし。久世上京せられば泉州違勅の罪を届け出づべしとなり。中山殿・三條殿直に御参内にて御評議のうえ、十七日の暁に建白の趣旨御採用あらせられ、浪士鎮静の事所司代を経ずして泉州へ御委仕ありしとなり。

同二十三日、伏見にて浪士義拳の企ありけるを、泉州、人数を出して制せられ、薩藩・有馬新七・田中謙助・柴山愛次郎・橋口壮助・弟子丸龍助・橋口伝蔵・西田直五郎・森山新五左衛門以上八人討果たさる。

新七・謙助は泉州守衛人数の内、愛次郎・壮助は当春国元出立江戸へ下り、又上方呼出居し人、龍助・伝蔵・直五郎江戸より私ひそかに上方へはせ登り九人の内、新五左衛門は国元より亡逸七人の内なり。

木藤市助・町田六郎左衛門・河野四郎左衛門・伊集院直左衛門・永山万斉・右五人江戸より来たる九人の内但し兼清新八郎・一人は江戸より来る内所存ありて一挙にくみせず。

是枝柳右衛門・当正月国元亡逸して上方へ出居り、足痛大病ながら押しして一挙に出る積りにて、前日よりかごにて京都へ参り居。二十三日夜田中河内介方にてさし押えらる。

大脇仲左衛門・坂本彦右衛門・指宿三治・山本四郎・右五人は新五左衛門と合い、五・六人一同国元亡逸して上方へ出居る。

美玉三平親輔・此者は一人亡逸して上方へ出居る。松田東園、此者は兼て医業修業にて在阪せり。

谷本兵右衛門・西郷眞吾・大山湧助・弥見休蔵・橋口吉之允・吉原弥次郎・林庄之進・三島弥兵衛・岩本勇助  
柴山就五郎・是枝万助・森真兵衛・有馬休八・篠原冬一郎・岸良之三助・吉田清五衛門

## 【18頁】

右拾六人は、泉州守衛人数の内也、木藤市助以下、吉田清右衛門迄、二十八人の内、是枝柳右衛門除き、二十七人は、伏見寺田屋より、京都薩邸に護送せられ程なく国元にさし返さる。但、山本四郎は故ありて京都にて屠復す。美玉三平は亡命(七命)して行方しらず。

元中山殿侍「田中河内助(介)」同人嫡子「田中左馬助」同人甥「千葉郁太郎」

元肥前天草産京都住「中村主計」秋月藩士「海賀宮門」

右五人は、はじめは大阪薩邸に入り、一挙の後薩州人一同大阪より船にて薩州へ送られける。但、河内助(介)。郁太郎・主計は伏見寺田屋より、一旦京都薩邸に入る。左馬助は二十三日に京に登り自宅に居り、宮門は二十二日朝大阪より上京、河内助(介)宅に居て左馬助列一同に、二十四日の暁薩邸に引きとられし事なり。

青木頼母、この者河内助(介)・列一同大阪薩邸にあり、二十二日夜上京す、其の後行方をしらず。

久留米藩「真木和泉」同「菊四郎」「吉武助右衛門」「淵上謙三」

右四人は、二月中旬、国元亡逸薩州に入る、それより日向通り船にて四月二十一日頃大阪に着す。

同藩「原道太」<sup>(古賢)</sup>、「個賀簡二」<sup>(七命)</sup>、「鶴田陶司」<sup>(古賢)</sup>、「中垣俚太郎」<sup>(古賢)</sup>、「荒巻羊二郎」<sup>(古賢)</sup>、「酒井傳次郎」<sup>(古賢)</sup>

右六人も国元亡名、上方へ出て河内助(介)宅に居り、同人一同大阪へ下り、三月より大阪薩邸に居る。合せて、久留米拾人いづれも伏見寺田屋より京都薩邸に護送せられ、其の後薩州より大阪久留米邸へ引きわたされ、七月頃迄在阪にて国に下る内、古賀簡二は大阪にて病死のよしなり。

上州「吉村通太郎」<sup>(古賢)</sup>、「宮地宣蔵」<sup>(古賢)</sup>、「重松縁太郎」<sup>(古賢)</sup>。吉村・宮地は、当春国元亡逸して上方へ出る。重松は兼て遊学にて在阪なり。四月二十二日夜船にて上京、事敗れて後薩州よりさし押えて土州役人に渡され、国元にて錮

## 【19頁】

せらる。重松は、二十三日夜長州邸にありて恙なし、其の後大阪邸にて病死のよし。

佐土原藩「富田孟次郎」<sup>(古賢)</sup>、「池上隼之助」<sup>(古賢)</sup>。富田は当春一旦江戸へ下り、それより直ちに上阪、池上は亡逸して国を出て上阪し薩人一同大阪に居る。一挙の時、伏見寺田屋より外一同、京都薩邸に入り京都にて佐土原藩役人に引渡され其後国元に帰さる。元筑前「平野次郎国臣」<sup>(古賢)</sup>、「伊牟田尚平」<sup>(古賢)</sup>。右二人大阪薩邸に入り、故ありて四月十日頃より、兵庫辺に下り捕えられ、次郎は筑前に錮せられ、尚平は国元に送り下さる。

同二十五日、関東にて安藤閣老を罷られ、青蓮院宮をはじめ近衛殿・鷹司殿および尾張・越前・土州などの幽閉をゆるされけり。

閣老久世・和州 内藤・紀州 松平・豊州 水野・泉州 板倉・防州連署にて酒井若州へ書簡をおくられ、皇妹御入籍によりて大赦を行はれ、尾州侯以下御宥免の事関白殿下へ奏聞におよべるにより、京都士民の赦罪あるべきのよしを申しけるとなり。この月世子公御上京めされ。五月一日、浦大夫を召されて伝奏中山殿へ御内勅をたまはり京都御帯在の事を命ぜられ、元就卿以来朝廷を重んぜらるる格別の御好みにて、先般大守戎夷の跋扈を憤り、御国威の逡巡を歎れ勤王の志を主にして幕府を助け、主治の基本を立つべきの意、柳営にはかり公然官武の間に周旋の事叡慮に叶はせらる。これにより父 朝臣の深意にしたがい尽力あるべきの由を仰下さるとなり。

御添書に浪士鎮撫のこと内々嶋津へ仰下さる。非常の節薩州と力をあわせ、鎮撫のはからいあるべきのおほせありしとぞ。これよりさき長井雅楽、内命をうけて官武の間に周旋し、登京の節自分の了簡にて正親町三条殿へさし出せる書取の内、朝廷において御当惑の廉あり、これは有忘の徒、長井を悪むもの少なからず。世子御入京

## 【20頁】

の後国論明亮にして天下の正儀風采を生じ、朝廷の御依頼格別なりしかば御声譽れ高かりける。

五月二十五日、大原左衛門督実徳卿を関東に勅使として発遣せらる。島津三郎供奉の仕たり。前月十五日、彦根藩加藤吉大夫、脱走してこの月七日江戸に下りつき、井上河内守の邸内に参り歎願書を出して割腹せしとなり。吉大夫絶命にいたらむ、一日井上侯にて養生ありて、翌日彦根藩へ引きわたさる。歎願書は十一日に同藩へ下ると言へり。磯貝七左衛門・細野加藤二・小藩八弥・大和田茂太郎・宇津木右衛門・橋本六郎治・久保田壮九郎・同舎弟庄吉・遠城平右衛門、以上九人十一日に井上侯へ出る。此の輩は一日に彦根を脱して東下せしとぞ、歎願の主意は、京都守護職を他藩へ命ぜられては井伊家の面目なきよしを訴へるとなり。

御持筒頭、三十五才、加藤吉大夫

痛哭三年恨有餘君臣大義果何如一刀是筆血是墨為写侯家冤白書

「痛哭三年恨余有り有、君臣の大義果して何如、一刀是れ筆血墨の如し、写しなす侯家白書の冤(うらみ)」

「寝てすまざおきてはなおもすまぬ世は、死ぬよりほかに道なかりけり」

同じき二十日、井伊掃部頭、元父掃部頭勤役中御幼君補佐の仕として、宸襟を悩まし奉り、人心不居合の基を開き不慮の死を遂げるに至りても上聴を欺き罪科軽からず。高の内拾万石召しあげらるるよしを申渡しする。

同日内藤紀州 先年村替仰付らる。壱万石旧地戻、溜浩格御免帝鑑の間席伝付らる。間部総州壱万石召上げられ隠居慎しみ、酒井右京大夫・堀田見山蟄居、久世和州高の内壱万石召し上られ蟄居、安藤対州高の内二万石召し上げられ、永の蟄居仰渡さるといへり。

十二月六日、良城令嗣毛利幾之進十一才になりたまへるか、侍臣四・五人をひきいて出京なりければ、親施君

## 【21頁】

拝舞して感称せらる。時に熊本藩住、以松翁七十致仕の身として風雪を厭はず上京せらる。稀有の勤王家とて志士あわせ伝へて美德となせり。

同じき十四日、世子公江戸を発したまいければ、御暇の時大樹公より大刀をたまはりて京都より仰含めらるる勅書のむね遵奉のうえ猶またよろしくとて是まで周旋のことを親しく謝勞せらるるとなり。御復命のおほむね御赦宥の事。勅諭通り国事のため罪禍にかかりしものは、一人も洩れなきよう列藩へ達せらるる。尾張前大納言殿国事務方豫参の事御直に御沙汰これあり、攘夷の叡慮遵奉の事勅使へ御答あらせらるとのよし、かくて二十八日に御入京になる。勅使は世子より先出つて帰京めされたり。勅答の大意恭しく勅書を拝し叡慮の旨謹しみて遵奉す、策略の事御委任あそばされ衆議決定のうえ入朝親奏すべし。誠惶謹白・臣家茂としるされ、副書に攘夷の議を天下に布告し親衛兵を京師に献するの事詔を奉す。伏惟家茂征夷の重職をことうむり、右近の対象を兼任すれば、守衛の事は臣の職仕なるにより力をつくして怠るざるや。大抵外夷を攘うには皇国全地の守衛を緊要とするのよしをのせらるるとかや。

癸亥の年（一八六三）正月三日、世子公御参内めされ、禁中において中山大納言卿より御達左の通り。

攘夷勅諭に付彼是国に忠 周旋深く御満足叡感御事に候、尚亦国家の為尽力の儀頼思召され候、仍よつて以て別段の叡慮賜御衣御召候、蛮夷等の儀に付自然出陣等もこれ有節は直垂陣羽織の類に着用これ有るべく由御沙汰候事。

昨年来御父子御周旋の條理貫き、幕府において攘夷一決なりければ、御暇の事朝廷へ仰せ出られ二十二日、大守京師御発程にて御帰国あらせられけり。朝廷より仰出さるおもむきは、帰国御暇願の事もつともの儀聞召され候。但方今時勢今暫滞在輔佐これ有度思召され候得共、大膳大夫においては長々滞在の儀故一先帰国これあり、自国

【22頁】

取納等これあるべく、長門守においては、苦勞ながら在京尽力これ有べく仰下され候事。御発駕前にいたり、親施君および前田孫右衛門残しおかるように御所向より仰出されけるに、自国御取詰め一目も欠かれざる、めいめいのよしを仰立てられ、御つれ帰りありける。

君の思召しにて武のりは残しおかる。大谷樸助・田村育蔵したがいとどまれり。池田寿作・長岡弾蔵、慕い来り同居せり。武のり京に登りつきはじめは邸内に居りたりしが、他藩の人多く問い来れるによりて、服部五郎兵衛といへるものの宅をかりて住まいせり。君には折々駕をとられ、諸臣をあつめ情を通じて尊攘のむねを諭され、あるは策問など設けて人々の識力を試したまはる事などありき。

二十九日夜何者とも知れず、千種殿の家来・賀川肇といえる者を千本の自宅において天誅を加へ、首両手を持ち去れり、首は一橋の旅館へ折にのせてさし出し、手一本宛千種・岩倉両家へ出せるとなり。

賀川肇の手にそえて出せる書付に、此の手は国賊賀川肇の手に御座候、肇儀は岩倉殿と久敷御如謀しほつ（同じ思い）これあり別して（特に）御親敷したしきこと故定めて御慕敷もろこれあるべく進上仕候、直ちに御届給うべく候。一昨夜踏込詰問に及び実情承り居候。且又少将衛門両嬢復情の事世間に取沙汰これあり、万一左様の筋相立候ては止むを得ず、急度所置きつとつかまつるべく候。此の旨両嬢へも早々御届給うべく候。

賀川肇書の写

此一条に付町内へ迷惑を懸け申問敷様処置致可事

- 一、献毒の事 一、叡山の僧へ呪詛の事 一、州引留に付三浦七兵衛・藤田権兵衛等示談の事
- 一、両嬢の事 一、島田の事 一、近浦老婆の事 一、岡本肥前守の事 一、手先き文吉の事

【23頁】

- 一、賀川罪状は総て文吉白状致候旨を以つて詰問 一、廢の事 一、与力加納繁三郎の事

一、渡辺金三郎事始終申合せの事 一、正月五日前両嬪三奸再心之内願書差出候事  
一、十二月二十九日夜大炊御内殿・千種殿同道にて高島式輔女宅へ参候事  
右に付誅戮を加へる者也

二月十八日、参内の列藩左の通り

尾張前大納言・一橋中納言・越前春岳・松平肥後守・松平三河守・松平阿波守・松平相模守・松平淡路守  
松平美濃守・肥前前中将・伊達伊予守・上杉弾正大弼・土佐前侍従・細川越中守・松平長門守・松平安芸守  
中川修理大夫・毛利左京亮・池田信濃守・松平主繕頭

その日殿下より玉座の下にて御渡相成候次第は、近来醜夷猖獗を逞し敷覬覦。皇国実に容易ならざる形勢に付  
万一国体を汚すことが有において、神器を欠くの事は列祖の神靈に対せられ、是全く当今寡徳の故と深く宸衷を  
痛められ候に付、蛮夷拒絶の叡慮を奉じ、国有の忠勇を奮起し速に掃攘の功を建て、上宸襟を安じ、下万民を救  
ひ永く黠慮覬覦の念を絶へしめ、神州不損の国体を汚がさざる様との叡慮に在らせられ候事。

攘夷拒絶の期限一定においては、闔国の人民力を戮忠誠を励む可きは勿論の儀に候。先年来有志の輩誠意を以て  
報国の純忠周旋を致すの儀叡感不斜候。これに依つて猶又洞開致し、言詠と雖草莽を泳ぐ賊の言叡聞に達し、忠  
告至当の論、論ぜず没壅塞様との深重の思召候の間、各不韜忠告、学習院へ参上御用懸り人々へ揚言すべく仰出  
され候間、乱雑の義これ無く様相心得申出るべく候事。

## 【24頁】

連日已刻従申期限、猶九日・二十六日は、自午刻申期限。二十三日、四条磧において木偶梟首の次第

逆賊 足利高氏・足利義詮・足利義満

名分これを正するは、今日に当り、鎌倉以来の逆臣一々吟味を遂げ、誅戮に処すべくこの処、此の三賊巨魁たる  
に依る、先その醜像へ天誅を加へる者也。文久三年 癸亥 二月二十三日

## 【25頁】

右梟首の下に位牌を下げあり

初代 等持院殿・尊氏 二代 寶篋院殿・義詮 三代 鹿苑院殿・義満

三条札幌書出し左の通り

逆賊足利十五代、此者共の悪逆はすでに先哲の弁駁する所、万人の能知る所にして、今更申すに及ばずと雖、今  
度此影像どもを斬戮せしめるについては、贅言ながら聊か其の罪状を示すべし、仰この大皇国の大道たるや、只



々忠義の二字を以つて其の大本とする。神代以来の御風習なるを賊魁鎌倉頼朝世に出て朝廷をなやまし怒奉り、不臣の手始めをいたし、尋いで北条足利に至りては、其の罪悪実に天地いれざる神人共に誅する所なり。然りと雖も当時天下錯乱名めい紛ふん紛ふん擾じょうの世、朝廷御微力にして其の罪をた糺し給う事能わず、遺憾豈かなしまざるべけん。今彼等が遺物などを見るに至つても真に憤激に堪えず。我等不敏びんなりといえども、五百年昔の世に出たらんには、生首引抜かんものをと握拳切齒片時も止むこと能わず。今や万事復古旧弊一新の時運おひおい 逐々不臣の奴原の罪科を糺すべきの機会なり。故に我々申し合せ、先其の巨魁の大罪を罪し、大義名分を明かさんがため、昨夜等持院にある所の高氏始め其の子孫の奴等の影像を取出し、首を刎て是を梟首し、聊いささ旧来の蓄憤を散じる也。

同時期二十日、世子公関白殿下へ仰出に相成り、差出さるる御建白の旨左の如し。

今般非常の宸断をもつて、倒海の大寇たいこうを掃攘し、皇国の武威を八蛮ばんに御輝かしあそばされ度き思召に付ては、必意御親征をもあそばされ候ては相かなわざる御時勢と恐察奉候。癸丑以来度々伊勢加茂・石清水へ攘夷安民の御祈願あそばさるべく候事に候へば、此の度攘夷期限御決儀につき、早々奉幣使御発遣なかんすくこれあり度、就中加茂神社

## 【26頁】

は御間近き処柄に候へば、非常の御破格を以つて御社参あそばされ、且泉涌寺の御参詣をもあそばされ、御代々様の叡靈に御報告これなくては相叶はざる儀と存奉候。この儀は大堰せき嵐山等の行幸の願にもこれ無く、未曾有の大恥辱をすすがせられ、皇国を堅盤にかためなされたく、御孝敬の御至誠四海に顕赫けんかくあらせられたく、所謂いわゆる天行健と申す儀と存奉候。加茂泉涌寺の御参詣は、即ち御親征御巡狩の御基にもこれあるべく、草莽そうもうの者共鳳輦ほうれん翠華の御餘光を仰奉り候へば、如何ばかり感激奮興攘夷仕可くの御大業是よりして相立申可くと絶ず嘆願の至りに存奉り候。

二十六日の夜会津より召捕りの有志姓名左の通り(拾七人省略す)

二十八日、幕府より列藩へ達書左の通り

此の度横浜港へ英吉利軍艦渡来。昨年島津三郎儀江戸出足掛ケ、生麦において三郎家来英吉利人を殺害におよび候儀につき、三ヶ条の儀申し上げいづれも聞届け難き筋に付、その趣をもつて応接に及ぶべく候間速やかに兵端を開き候やも計り難し。よつて銘々藩屏へいの任ににこれあり候につき、夫々備へ向き手当等もこれあるべくの間、心得の為相達候事。

三ヶ条といへるは。

一、罪金を出すか 二、島津三郎を渡すか 三、軍艦を差向け薩を伐つ の三つのよしなり。

前二十七日、夜学習院において、河かわ鱒ぼた殿・正親町殿・姉小路殿・中山殿・御列座。滋野井殿より御渡し書付左の通り。

今度英吉利船渡来につき、それぞれ防禦の次第もこれ有べく、就いては帰国に相成るべくや、若し帰国において  
【27頁】

ては、精選の士在京に応ずるの人数多少、朝廷御警衛当地滞在これある様関白殿より命ぜられ候事。

同夜中 坊城殿より御渡御書付左の通り。

頃日、横浜港英夷軍艦渡来、容易ならざる形勢、不日兵端を開くやの旨、摂津の海辺へ渡来も計り難く趣き、非常急務の御時節に付御暇賜り候間、早々持場所へ罷越し防禦尽力これあるべく御沙汰候事。

今日浦大夫、学習院へ持参の書付左の通り。

先般賀茂泉涌寺の御参詣は、御親征御巡狩の御基本にこれ有るべく、下一つに及び言上候処。いかにも時勢相迫り夷艦摂海之不日蘭入仕候趣。実に以つて皇国の安危此の時に相決り候事に付、防禦警衛の者共決闘死戦仕候は勿論に候へども、此の如き御時勢恐れ乍ら至尊深宮にあらせられ候様もこれなく、膺懲の御偉業を建てならずでは相叶はずの儀に付、何卒鳳輦を男山辺へ進め、天下の士氣御研励あそばされ候へば、幾内に馳集り候者蝟集仕り、防禦の士も益々感奮つかまつらぬ者これありまじく存じ奉り候。左これ無くては摂海は必ず争いの地につき、賊有とも相成り申すべきか、いかにも列聖に対しなされ、不容易御時勢と御聖察あそばされ、御親征の宸断これありたく、皆共に神に召され奉り候。

三月四日、大樹公(敬親)御入京、二条城へ入らせらる。(二月十三日、江戸御発駕にて駿府御止宿ありけるとなり) 五日夜中、一橋殿案内御対顔。

但し戊午(安政五、一八五八)以来幕府政事向宜しからず付、直々御断わり申し上げたく旨、前日殿下へ参殿御内意相伺候事。右同断の旨直々一橋殿より申され、曾て征夷の職掌に候へば、惣て御委任下されたく旨言上にて御承知遊ばさるの旨論言あらせらる。これによりて正党の堂上方俄かに惑い究衆議のうへ殿下の御請

【28頁】

違いと申す事になりて、書付を以つて差出されけるに、一橋さらに御承引なく、一旦倫言承りたるうえに各様の相違なる勅書決して拝領せず、左よう議論遊ばされ候は実に奸賊と申すものにて、こそとて退出ありたるとかや殿下並に中山宮・一橋同腹にて右の論言出しやらず輿誦ありける。

七日早刻將軍参内ありける。退出は夜中におよべり。この日河原町邸にて左のめいめい同時に腹かき切りて死す。

二十三才・松浦富三郎。同・樽崎仲介。二十一才・中谷彪次郎。二十二才・勝木又三。遺書の大意

私共此度復讐致し候処、其節首級等の御検證をも受けず、彼是始末不行届きの処より、大修を生じ、物儀相起り候様子何とも残念に存じ奉り候。はた、朋友の為復讐致し且武士道を欠き候。萬一不補候に付今更遺憾もこれ無く、併乍犯重典の儀に付いては、もとより死罪逃がるる処なく割腹致しとの事なり。

四人ともに靈山へ神葬になりける。

同日坊城殿より御渡しになりける書付、攘夷御祈願に付、加茂下上社へ来る十一日、行幸仰出だされ候間、長門守儀攘夷の儀については、格別周旋もこれあり候旁供奉を仰付候間、早々上京これあるべく御沙汰候事。

將軍帰京十日限りにて十一日、加茂の行幸済ませられ、十四日、御暇ときこえければ、武のり引き留め議を主張すれども同意の者はなく、ひそかに建白書を認めいたりしに、八日の朝、麻田様より清大夫のもとへ参るべき言付ありて行きたれば、笠間藩の儒者、加藤有隣を誘い芭蕉堂に会議するにより、武のり参るべきとの事故、清大夫・杉徳輔・難波伝兵衛・大楽源太郎、同じく行きて有隣の議をきけるに、挽留の事符号せるによりて大い

## 【29頁】

に力を得たり。

翌日、世子公（毛利元徳）兵庫より御入京ありければ、前議をつめて建白すべしとて清大夫のもとへ会し、六策を画して各見こもの赤心を表せり。退りて書取りにしてさし出しけるその画餅のなりふりをおほむねにする。

第一策、男山辺之鳳輦を御進め遊ばされ、將軍下坂 横浜来船の艦を撰海え呼寄せ、將軍自から応接の上直様掃除の事。

第二策、將軍滞京中 追罪使を遣し捷を闕下に奏する事。

第三策、將軍並に列侯を朝ぜしめ、攘夷期限決定の上、万一違背も斗難に付、列藩申合せ異船領国の海岸に碇繋の節は打拂刺血の段仕る可く、伊勢神宮に御誓申すべき事。

## 第四策、欠落

第五策、撰海防禦の手当堅固に相成候。策略將軍滞京中仰付居られ候、万一隠遁に候はば東下決して差しゆるされざるの事。

第六策、列諸侯領国中において海岸これあり候者は、遠国へ防禦の為出張仕候事を差しゆるし度、岸引離の藩より出張防禦致すべき事。

六ヶ条の旨趣、退つて通考仕り候処、愚案にては、第一ヶ条を主として御建白これありたく。第二ヶ条、條理を追候ての御処置にはこれあるべく候へども、優柔不断の幣心候は眼前の事に御座候。寧第一條の勢をもつて制する悟万全の上策と考へ奉り候。第三條誓を許されるの事に候へども、近況察し候へば將軍東下に相成候へば違背の事斗難万一左様これあり候時は、皇運回復むつか敷のみならず、竟に神州分裂の禍いを醸し、土崩瓦解天下

の人心再び収むべからず。但し將軍並びに列攘夷に付、刺血の誓いを成し候儀はいづれ共これ無くてかなわざる

【30頁】

儀に御座候。幸い明後日加茂行幸 列侯供奉仰せ出だされ候由に候へば、其の節神前において御誓言これあり然るべく存じ奉り候。この時詔書ありて策三事をのせらる。

其一日 欲令大樹率大小名上洛議治国家

「其の一に曰く 大樹大小名を率いて上洛し国家を議治せしめんと欲す」

攘夷狄上慰祖神之靈怒

「夷狄を攘い、上は祖神の靈怒を慰さめ」

下從義士之命嚮啓萬民和育之基比天下於泰山之安

「下は従う義士の命嚮を啓き万民和育の基い天下を泰山の安きに比す」

其二曰 依豊太閤之古典 使沿海之大藩五国称五大老

「其の二に曰く豊太閤の古典に依り沿海の大藩五国を使し五大老と称せしめ」

為恣決国防禦夷狄之所置 則堅固確然必有掃攘夷狄之功

「恣を為し国防禦夷狄の所置を決し則ち堅固確然夷狄掃攘の功必ずあり」

【31頁】

其三曰 令一橋刑部援大樹越前前中将任大老職

「其の三に曰く一橋刑部大樹を援け越前前の中将を大老職に任す」

輔佐幕府内外之政當不受左衽之辱

「幕府内外の政を補佐し當左衽の辱を受けざるべし」

此萬人之望恐不違朕意決干此三事

「此れ万人の望恐らく朕の意に違はず此に是の三事を決す。」

是故下使於関東使幕府選三事中之一以行也

「是の故に使いを関東に下して幕府を使って三事中之一を選ばしめ以って行う也」

大原卿この勅意を含くまれけん、志は即ち東下の後優柔不断の巷説あり。又赦罪の事にては曖昧の事もありしとなり。六月一日、大守御登城のみぎり、昨年来の建白御誠意のほど御満足に思召しところのよしを、大樹公親しく仰ぎ聞かれ、これ速かに御上洛万端御直に仰ぎ上げらるるとの思召し御内々伝出され、大守多年の御誠意貫きければ、同月八日、武城を辞して洛陽へ登らせらる。親施君信州諏訪まで従駕めされ、それより先達つて京師へ御入りなり。

### 【32頁】

この時列侯へも政事向变革せしむる故、国家のため見込みの事申し出ずべきの上意ありて、布告の文に旧例にかかわらず、万端簡易にして速かに御上洛遊ばし、誠実の思召し御直に仰せ上げられ、官武合躰にて従来の弊風を一洗し御武威をはり、皇国を世界第一等の強国となし、偉業を立てさせられ、上は宸襟を安んじ奉り、下は万民を救させらるるの思召しによりて、御改革見こみあらば、忌諱を憚らず申上ぐべきのよしを載せられたり。

七月 日、大守御入京 同十六日、学習院御出でなされければ、中山大納言殿、正親町三條大納言殿、坊城大納言殿、野宮宰相左中将殿、御対顔ありて、此度関東へ勅使にて仰出されの叡念御貫徹あるべくよう御父子厚く御周旋のほど御依頼あらせらるるとの旨仰出だされけり。

大守諸臣に諭さるるに、我等官武の間に周旋の本旨は、天朝へ忠節を竭し幕府へ信義をたて、祖先へ孝道を致すの外他事なし。今かく詔命を奉ずる上は叡慮の向かはせらるるところにしたがい、尽力して艱難を避ず、只忠節を確守すれば信義孝道はそれにつれてあられることなれば、汝諸臣わが意を奉じて国家のため力をつくすべしとなり。

この月一橋刑部卿・後見職。越前春嶽 総裁職御登用あらせられ、土州容堂公にも豫参ありけると言う。春嶽公登用の時幕府年来の私を去られずしては、御政道は立申さず、私と申すは氣息にて一種の幕府臭気と申すものありて、大害をなせるよしを建白ありければ もつともよし仰出されしによりて総裁の御受ありしとなり。

同時期十九日夜、九條殿の諸大夫島田左兵衛権大尉、三樹にて殺され、二十三日の朝四條河原に梟首せり。左兵衛彦根の大奸長野主膳とはかり姦曲あげていうべからず。皇妹降嫁の事につけても左兵衛への脆計多くありとなり。

上国にての梟首これや始めなりけむ。時々天誅一々しるすにいとまあらず、かく斬奸のしげき和漢古今例しなきことともなり。

八月 日、世子公天意を奉じて東下めされ、同時期二十四日、御登城ありて將軍に勅書を渡されけり。この時水戸前中納言殿・贈官安島帶刀その前戊午の歳より御事のために、罪禍にかりしもの偏に忠情を御憐み嚴法を御悔みなされ御赦宥の事を仰せ下さるとなり。また戊午以来天下紛乱の基は、勅詔並びに御沙汰書の事実行はれざる故にて、その紛乱御取治の道は右の勅詔並びに御沙汰書を一々あげて奉行のあるべきのよし仰せ出さるのほかあるまじければとて、二事六ヶ条の御うかがい窺書を中山殿へ二日にさし出されけるに、それぞれ御付紙ありて御下げ渡しになり、宸断の旨含くませられ御下向ありしとなり。

二十四日、島津三郎江戸を發し上京す。生麦村にて英夷四人馬上にて三郎の隊中を乗り通りければ、衛士その三人を斬殺し、一人は走り去れり。英夷三郎の隊を、支援ため百人ばかり神奈川に出しけるに、最早三郎通行の後にて戦におよばず。

二十九日、来原良蔵桜田邸にて屠腹す(三十四才)、遺書の旨は、尊王攘夷の志を立てながら、野にくらくして忠と思えるもの忠にあらず、義と思えるもの義にあらず、自ら誤まるのみならず人を誤り、天下に言葉なし。これによりて屠復す。この年春、良蔵薩摩にありて泉州上京の事を聞き、国に帰り直ちに京に登り正義を唱え、長井にへだてられその説に惑えり。遂に悔悟して憤惋ふんわんに耐えず、自刃じじんにおよべるとなり。かくて有備館同志の者より、神祭の事を申しければ、白銀拾枚を賜はりてまたの月十二日、講堂の中央に松水来原良蔵神位とするせる掛物を掲げ、神酒時食などそなえて、浦太夫をはじめ邸内の人々拝礼ありしとなり。

閏月朔日うるすつひ、大樹公御前において松平肥後守・京都守護職仰渡さる。同五日、水野和泉守御使として水戸邸へ向はれ水戸源烈殿御事、国家の為忠節尽力卓越の段深く叡感に付、従二位大納言追贈され御旨今般京都より仰せ進められ候。依つて御使仰せ遣はされ候との事。又中納言殿其の遺志を継がれ、皇国の御為御丹誠の段あらせられべく、京都より仰せ進められ候に付き、叡感の趣厚き御心得、猶此の上誠忠を尽され候様にとの御意候とのよしを伝わせ下さるとなり。

十五日、大樹家より列藩上意ありて、先般申し聞せの通り政事向变革に就いて、参勤交替の儀も改たむるにより、武備充実心掛くべきの由にて、総裁並びに閣老より渡されし文義左の如し。

方今宇内の形勢一変致し候に付、外国の交通も御差免に相成候に付ては、全国の御政事一致の上ならでは相立難き動きに候処、御大礼等相續き一新の機会を失い、天下の人心居合兼ね終に時勢是如に及び、切迫候次第深く御痛心遊ばされ候に付、上下挙げて心力を尽し、御国威御更張遊ばされたく恩召に候。尤も環海の御国海軍不比興にては、御国力相震わず候に付、迫々御施設成さるべく候得共此の儀は遂げて仰せ出らるにてこれあるべく候。右については、参勤の年割、在府の日数、御緩免の儀追つて仰せ出らるべく候。依つて常に在国在邑致し、領民の撫育は申す迄もこれ無く、文を興し武を振り、富強の術を斗り、厚く相心掛け銘々見込みの趣これあり候はば腹蔵無く申立候心得にあらせらるべき旨仰せ出され候。「改正東觀分年図」

この月、朝廷より本藩左の通り仰せ出さる趣は、先年以來仰せ出され候攘夷の儀、叡慮御決定の趣御良策山々干此の他問敷に付、断然狩立尽力あるべく決心の旨言上。先づ以つて叡念御符合深め、以て御感悦御事に候。何卒丹誠に抽周旋これ有、公武を始め、万人一和一致にて神州の為精力を尽し、早く蛮夷拒絶に決定候様幕吏え掛合の都合に相成候様遊ばされ度叡顔にあらせられ候。此の由申し達すべく、御沙汰あらせられ候との事なりけり。

前月十八日の勅諭に、累年蛮夷跋扈深く宸襟を悩ませらる。攘夷の叡慮においては、先年より今日に至るまで少しも御動揺あらせられず、諸侯の赤心腹蔵なくきこしめされ度の旨仰せ出さる。これによりて去る十四目、大膳大夫父子においては、追々仰せ出さる勅諭並に御沙汰書全く以つて破約、攘夷の宸断窺奉る為、皇国御持堅免の良籌此の外に出で問敷と考え、これを定めて五ヶ年におよび、官武御異議の趣根底明著、今更會議に及ばず断

然狩立にて尽力し、皇国の正気御維持の寸補をも仕り度く、父子決心罷り在とのよしを、近衛殿下まで仰せ出されそれによりてかくの如く御沙汰ありけるものなるべし。

二十三目、岡藩小河列帰国のとき、朝廷より御感状を賜はり、小河弥右衛門以下島津泉州にしたがい、王事に周旋し今般帰国を願えるによりさしゆるさる。この後御用あらば、猶更勉勵すべきの旨仰せ下さる。岡藩境内無事にして士気興発せるは、全く藩主政教のよろしき故とて頗る叡感ありけるとなり。

九月十二日、千種・岩倉二卿の門に罪状をはり付けたり。その趣は、戊午の年以來、酒井若州に阿ねり、姦曲を構え、近き頃は鳩毒の芷等に及び、その罪あげて言うべからず。これによりて天誅を加えんとすれども高貴の臣なる故朝廷にはばかり猶豫せり。速かに悔悟して洛外に立ち去りなば許しをくべしとなり。

これよりさき、典薬頭岡本肥後守を鷹峰町丹波口において梟せり。この肥後守鳩毒の事によりて殺さるといへり。両卿は急に洛外の別荘に移されしとぞ。

二十三日、渡辺金三郎・森孫六・大河原十蔵三人の首を洛東日の阜に梟せり。この三人戊午の年より、長野・島田にくみし、加納繁三郎・上田助之丞などと語り、種々の国難を醸し国家を憂うる有志の輩には、無実の罪を負はせて死流の厳刑を加え、己が私欲を貧るの罪天地の入れざるところなるにより、天戮を行うよしの罪状を掲げり。

渡辺以下東奉行の属使、京師を発して江戸に参るとて、石部の駅にて殺さる。上田は、傷をうけて逃げ去り程なく死す、加納は、江戸の獄にて繋がるるとかや。

### 【37頁】

十月四日、大守御参内ありて、小御所において天顔を拝せられ、天盃を賜り麝香の間にて関白殿に謁せらるるとなり。親施君供奉の任たり。治世の後参内の事久しく廃しけるに、我が侯の御精忠貫徹して、数百の行われ、京師の人民供奉の行装を拝して、計らざりき今日の盛儀を見んとはとて感泣するものありしとぞ。

前月の末、武のり上京すべきのよし仰せ下さる。十月十一日に登りつきけるは、君の御用人役を仰せて京師御用のことを聴かせらる。君には公務しげくおはして、公卿かたへもたえず参殿召され、夜に入り還られし事もまま多し、しかれども夜々武のりを召して小夜更けるまで語らせ給へり。

この度上京すべきの仰せをうけ賜はり、老母に告げれば、常になき名残の様に見えてこそ侍りき、門出の朝も送り人の来りをるに、なお打臥しておはしけるが、暇を乞いければ起き出て盃をたまはり、父の仰せしことを忘るなかれと述べ給うこと誠に身にしみて覚えき。ついに永き別れとはなれり。京に登りつきて君に捧げし歌行をここにしるし予が私情を洩らすのみ。

莫怪臣衣淚點繁

「怪しむ莫れ臣衣淚繁く点ず」

激臣尚誦父遺言

「臣激しく誦す父の遺言」

### 【38頁】

告別老親餘此痕



「老親に告別して此の痕を餘ず」

時勢艱難王事急

「時勢艱難王事急なり」

母齡八十方就蓐

「母の齡八十万に蓐しとねに就く」

敵愾何倣兒女泣

「敵愾何ぞ兒女の泣なくに倣ならう」

雖然斯事向誰明

「然りと雖いえども斯事この誰に向って明さん」

嗣後教育依老親

「後を嗣いで教育は老親に依る」

【39頁】

即是先人遺托語

「即ち是先人の遺托いたくの語なり」

為賞萬苦又千辛

「萬苦を賞め又千辛を為す」

蝦山臥雪掬極星

「蝦山雪に臥して極星きくを掬す」

獨許石腸又鉄肝

「獨り石腸を許し又鉄肝」

甘藪供母有餘俸  
「甘藪を母に供し俸余りあり」

経営預備他日用  
「経営預り備え他日に用う」

【40頁】

躬耕在野纒周年

「躬野に在りて耕し僅かに年を周る」

唯説賢主仰允執

「唯説く賢主に仰いで執を允く」

大丈夫應嘗四海

「大丈夫は心に四海に嘗むべし」

書囑門生俟及辰

「書を門生に囑して辰に及んで俟つ」

臣也不期母目下

「臣たるや目下母を期せず」

肥海航月睨分野

「肥海航し月を睨み野を分つ」

【41頁】

儀生幸免家嫂侮

「儀生幸に家嫂そうの侮あなどりを免ず」

学半論文無遺誦

「学は半にして論文遺のこり無誦なくしよす」

如何忽逢家不淑

「如何にせん忽ち家の不淑に逢ふ」

幾度心事総傾覆

「幾度か心事総て傾くつがえ覆る」

徴臣七歳棄先人

「徴臣七才にして先人を棄すつ」

區々莫作一郷瓊

「區々たる一郷の宝を作る莫なれ」

【42頁】

自臣有聞銘心膽

「臣みずか自ら聞く有り心膽たんに銘たず」

母亦不望巨犬馬

「母亦臣の犬馬を望まず」

爾時不知離別難

「爾その時離別そのの難を知らず」

還郷叨見擢たく講官

「郷みたりに還り叨みたりに見る擢たくの講官」

人才濟々往將多  
「人材濟々にして將多く往く」

死亡相依来怪鵬  
「怪鵬死亡して相依り来る」

【43頁】

天無私心閑窮通

「天に私心無く窮すれば通じ閑す」

世有公眼注始終

「世に公眼有て始終を注ぐ」

婉婦没為慈母老

「婉婦没し慈母老たり」

白髮朝梳石溪風

「白髮朝に梳くしけする石溪けいの風」

兩道不全有古言

「兩道全からず古言に有り」

二百諸侯孰超群

「二百諸侯たれ孰か群を超えん」

【44頁】

嗚呼磐溪頭膝下

「嗚呼磐溪頭は膝下にあり」

朱門舐痔忍不得

「朱門痔を舐め忍び得ず」

一心分裂孝与忠

「一心分裂す孝与忠」

一旦忽逢賢主召

「一旦忽ち賢主に逢つて召さる」

奮身只合明君の詔

「奮身只合う明君の詔」

一死報君即報父

「一死報君即ち父に報ず」

【45頁】

淚安知蒸成幾層上林翠

「淚何ぞ蒸成幾層上林の翠を知らんや」

巖阿能道是遇躬

「巖阿能く道く是躬を遇す」

幽魂夜泣船山雨

「幽魂夜に泣く船山の雨」

敢將精誠告祖廟

「敢えて將に精誠祖廟に告ぐ」

尊攘豈有貴賤分  
「尊攘豈貴賤を分つ有らんや」

報母不復外報君  
「母に報ずるはまた報君の外にあらず」

越後大夫我君の旅館を訪はれ、小酌などされ、武のり陪従しける時、君侍臣におほせ此の詩を歌はしめられける。

【46頁】

温故第十一号

「嵩陽先生柴の夕煙」

平成六年一月

須佐町郷上史研究会 発行